

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市世界遺産登録推進活動費補助金
補助の区分	団体運営補助 事業補助(イベント・大会補助)
補助の概要	佐渡のユネスコ世界文化遺産登録に向けた市民の意識醸成を図るため、世界遺産登録の推進に関する普及、啓発活動などを行う団体等に対して教育事業、広報及び宣伝活動の事業に対して補助する。
補助事業者	世界遺産登録に関する活動を推進する団体
補助対象経費	事業に関する賃金、需用費、旅費、役務費、委託料など
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1事業 50万～100万
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	8/10
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由  世界遺産登録に向け、市民の意識醸成を図り、世界遺産登録の普及・啓発活動及び登録後においても構成資産の保全・保護活動を継続して行うことができるように、民間団体を育成する必要性を鑑み、特例措置として登録までの期間、1/2を超えて8/10を補助して活動を推進する。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	事業採択件数4件 講演会・学習会事業参加者満足度50% ○目標に対する費用対効果(計算式)  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 直接の費用対効果については、数値化が困難であることから、実績報告や各種イベント活動実績などを総合的に判断して評価する。また、世界遺産登録に向けた活動を支援し、宿泊や観光での経済効果につながるよう活動を支援する。
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	平成32年10月1日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 事業の実施については本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当 (担当部署)	世界遺産推進課 登録推進係
(電話番号)	0259-63-5136